

令和5年第3回定例会会議録（第7号）

令和5年9月26日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太君	2番	石田強君
3番	中村悟君	4番	森裕二君
5番	小野和美君	6番	重松康宏君
7番	小野佳子君	8番	日名子敦子君
9番	美馬恭子君	10番	阿部真一君
11番	安部一郎君	12番	小野正明君
13番	森大輔君	14番	三重忠昭君
15番	森山義治君	16番	穴井宏二君
17番	加藤信康君	18番	吉富英三郎君
19番	松川章三君	20番	市原隆生君
21番	黒木愛一郎君	22番	松川峰生君
23番	野口哲男君	24番	山本一成君
25番	泉武弘君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿部万寿夫君
副市長	岩田弘君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	柏木正義君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	日置伸夫君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	こども部長	宇都宮尚代君
いきいき健幸部長	大野高之君	建設部長	山内佳久君
市長公室長	山内弘美君	防災局長	白石修三君
消防長	浜崎仁孝君	教育部長	古本昭彦君
上下水道局長	松屋益治郎君	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知君

○議会事務局出席者

局 長	河野伸久	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査	松尾麻里	主査	佐藤雅俊
主事	定宗隆一郎	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第7号）

令和5年9月26日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案及び継続審査中の請願に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第 99号 議決事項の変更について
- 第 3 議第100号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議第101号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 4 議第102号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
議第103号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
議第104号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
議第105号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第 5 議第106号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議第107号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議第108号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議第109号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議第110号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 6 報告第 9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について
報告第11号 市長専決処分について
- 第 7 議員提出議案第 9号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書
議員提出議案第10号 地方財政の充実・強化に関する意見書
議員提出議案第11号 現行の健康保険証を廃止しないで引き続き使えることを求める意見書
- 第 8 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分開会

○議長（加藤信康君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 7 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案及び継続審査中の請願に対する各委員長報告、討論、表決を行います。

初めに、上程中の全議案のうち、常任委員会に付託された議案 13 件及び継続審査中の請願 1 件に対する審査の経過及び結果について、各委員長から順次報告を願います。

（総務企画消防委員会委員長・森山義治君登壇）

○総務企画消防委員会委員長（森山義治君） 去る 9 月 6 日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第 77 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分ほか 2 件について、委員会を開会し、慎重に審査をしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議第 77 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）総務課関係部分では、一時避難所に指定されている内竈コミュニティーセンターのトイレを多目的トイレに改修するため、施設整備工事費 1,796 万円を計上している旨の説明に対し、委員からは、内竈コミュニティーセンターだけではなく、他の公共施設のバリアフリー化をどのように進めていくかという質疑があり、当局から、計画的に進めていく必要があるとの答弁がなされました。

また、工期についての質疑がなされ、当局より、3 カ月を予定しており、指定管理者と協議を行いながら進めていくとの答弁がなされました。

次に、財政課関係部分では、関連事業の補正計上に伴い、財源としての別府市公共施設再編整備基金繰入金の減額及びべっぷ未来共創基金繰入金の追加額を計上するなどの説明がなされました。

最後に、防災危機管理課関係部分では、高齢者を対象とした特殊詐欺等の被害防止を図るため、特殊詐欺等防止機能つき電話機及び機器を購入した方への補助金の追加額を計上していることと、国及び大分県の補助金を活用し、中小河川洪水ハザードマップの作成と、自治会への配布委託料を計上しているとの説明がなされました。

委員から、防犯対策電話機等購入補助金について、今回の補正予算に計上した経緯について質疑がなされ、報道等で事業対象者の条件が緩和されたことが周知されたことにより、申請数は増加したことに伴い、計上を行ったとの答弁がなされました。

以上の予算議案の採決におきましては、当局の説明を適切・妥当とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、2 件の条例議案についてであります。

まず、議第 82 号別府市税条例の一部改正については、平成 31 年 4 月 1 日から開始した入湯税の超過課税が今年度末で期限を迎えることから、この超過課税をさらに 5 年間延長しようとするものと説明があり、委員から、今年度の入湯税の見込みについて質疑がなされ、当局から、今年度については今後も順調に推移すれば、入湯税全体でおよそ 4 億 5,000 万円前後になる見込みであるとの答弁がなされました。

次に、議第 83 号別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正について、当局から、令和 5 年 10 月 1 日開始予定のインボイス制度に係る所得税法等の一部を改正する法律による消費税法の一部改正に伴い、条例を改正するとの説明がなされました。

以上の条例議案 2 件におきましては、当局の説明を適切・妥当とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(観光建設水道委員会委員長・穴井宏二君登壇)

○観光建設水道委員会委員長(穴井宏二君) 去る9月6日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第77号令和5年度別府市一般会計補正予算(第6号)関係部分ほか2件、及び継続審査となっております請願第1号Park-PFI事業「上人ヶ浜公園整備運営事業」に関する請願について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第77号令和5年度別府市一般会計補正予算(第6号)関係部分についてであります。

都市計画課関係では、昨年度から南部ひとまもり・まちまもり協議会が地域の課題として、楠銀天街について議論を重ね、今後の持続可能なまちづくりを進めていくということを示し、国の補助金についてもめどが立ったことに伴い、地域が主体となった南部の新しいまちづくりを支援するため、楠銀天街のアーケードの撤去や道路整備の経費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

次に、都市整備課関係では、地方道路整備事業、別府公園周辺道路整備事業、橋梁長寿命化事業、山田関の江線外道路整備事業及び浜脇秋葉線道路整備事業において、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、公共発注者における施工時期の平準化の取組が強化されたこと等に伴い、繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

最終的に、議第77号令和5年度別府市一般会計補正予算(第6号)関係部分については、当局説明を適切・妥当と認め、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決するものと決したところであります。

次に、議第79号令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入では、令和4年度の決算により、実質収支の増加に伴い、繰越金を増額することの説明がなされました。

一方、歳出においては、競輪場執務室拡張に係る施設整備工事費等を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

委員から、競輪執務室拡張の趣旨について質疑があり、当局から、職員数の増加に伴い、現在の執務室と隣接する会議室を一つにして、執務室を拡張するための工事費用であるとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例議案1件についてであります。

議第85号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、朝日原住宅D棟の入居者が7月に退去され、同住宅を用途廃止することに伴う改正であるとの当局説明がなされました。

委員から、用途廃止後の跡地活用について質疑がなされ、当局から公共施設マネジメント推進会議に諮り、決定されるものであるとの答弁がなされました。

採決の結果、当局説明を適切・妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、請願第1号Park-PFI事業「上人ヶ浜公園整備運営事業」に関する請願についてであります。

本請願は、さきの定例会における委員会審査では、事業計画が確定していない状況であり、市が事業者と協議及び地元説明を行っていくという考えが示されたことから、さらに

推移を見守る必要があるため、継続審査となっております。

9月7日の委員会審査では、事業者が市と協議の上、事業計画案を市に対して示したことを受け、当局より請願事項に沿って計画案の説明がなされましたが、同日、委員会後に市が開催する事業説明会の状況等を踏まえ、改めて審査をすることとなりました。

9月15日の審査では、改めて本請願の趣旨は、請願者は事業に反対をするものではないこと、自然環境への配慮と、地域の経済を考慮していただきたいという2点であること、また、請願者から、同業他社による民業圧迫の可能性もあることから、4つの請願事項について確認と計画の再考を求める内容であることを確認しました。

次に、当局より、9月7日に開催された事業説明会の状況等について概要報告がなされ、委員からなる質疑がなされましたが、このうち、請願事項に関しては、松が枯れた場合の責任の所在、宿泊棟のコンテナハウス利用者と一般公園利用者の立入りできる場所との境界線についての質疑で、市は事業実施後も維持管理面において関わっていき、なるべく樹木に触れない配管等の工夫をすること、また、宿泊棟を囲う盛土のようなもので境界を設ける予定であり、今後も公園として市民が利用できるといった答弁がなされました。

また、パークPFI事業による公園管理費用は、20年の事業期間中、事業者が負担するのかという質疑に対し、公募事業で開発した部分は事業者が管理し、それ以外の部分は市が管理となるが、詳細は実施設計確定後の協議となる旨の答弁がなされました。

また、別の委員からは、本事業における「体験型施設」の定義が明確でないため、高級リゾート施設ができるのではといった心配の声上がるのではないかと。また、この疑念が払拭されていないのではないかとという指摘に対し、当局から、明確な定義というものはないが、本事業は宿泊施設だけではなく、砂湯やショップ等民間参入による公園全体の整備により、「一日中過ごせる公園」としての体験型施設と考えている旨の答弁がなされました。

これを受け、委員から、請願や陳情等の動きを受け、事業計画が改善された部分は一定の理解もするが、市民の様々な不安はまだ払拭されておらず、本請願の取扱いは慎重に考えたほうがよいのではないかとという意見がなされました。

さらに、別の委員より、宿泊棟数や駐車場の規模について、また松林などの自然環境には配慮されるのかという質疑がなされ、当局より、宿泊棟数や駐車場の規模は縮小され、自然環境についてもベースは公園であることから、公園管理者として事業者と協議の上、今後も管理に携わり、緑の総量確保にも努める等の答弁がなされ、これに対し、委員より、このうち、請願事項の一部については既に請願者の願意に沿ったものになっているのではないかとといった意見がなされました。

また、宿泊料金、ショップ等の店舗についても質疑がなされ、当局より、料金や出店内容は事業者の裁量の範囲であり、市として規制はしないとの説明がなされました。

これに対して、委員より、本事業を進めていくに当たっては、市が今後も事業者と協議をしていくということからも、議会として、良否を判断するのは権限外ではないかという意見がなされました。

以上の審査を経て、請願第1号Park-PFI事業「上人ヶ浜公園整備運営事業」に関する請願につきましては、最終的に採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

なお、本委員会としては、本請願を不採択とすべきものとするに当たり、本事業は事業計画確定後も、詳細設計ができてから内容が確定する部分があることを踏まえ、当局に対し、今後も事業の進捗状況を適宜議会へ報告するとともに、市民等への情報提供を丁寧に行うよう努めることの見解をします。

以上が、当委員会に付託を受けました議案及び継続審査となっております請願第1号Park-PFI事業「上人ヶ浜公園整備運営事業」に関する請願に対する審査の経過と

結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(厚生環境教育委員会委員長・安部一郎君登壇)

○厚生環境教育委員会委員長(安部一郎君) 去る9月6日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第77号令和5年度別府市一般会計補正予算(第6号)関係部分ほか8件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、議第77号令和5年度別府市一般会計補正予算(第6号)関係部分についてであります。

子育て支援課関係部分では、子どもの健全な心身の発達を図るため、公立保育所における玩具等の購入費を追加し、教育政策課関係部分では、新図書館の建設予定地に埋設する民間の温泉管を布設替えるための補償費を計上しているとの説明がなされました。

次に、スポーツ推進課関係部分では、安全・安心、快適に利用できるよう、野口原総合運動場や実相寺中央公園内体育施設の改修費等を計上しているとの説明に対し、委員から、実相寺サッカー競技場の観客席も危険な状態であるが、改修の対象ではないのかとの質疑がなされ、当局から、別途財政課と協議し、早期に改善できるよう調整を進めている旨の答弁がなされた次第であります。

続きまして、社会教育課関係部分では、転倒防止や文化財である建物との調和を図るため、別府市公会堂の正面駐車場を御影石からアスファルトカラー舗装に改修するための工事費等を計上しているとの説明がなされました。

これに対して、委員から、撤去後の御影石はどうするのかという質疑があり、当局から、処分することなく一時保管し、有効な活用策を検討していきたい旨の答弁がなされました。

また、同委員より、バリアフリーの観点から、車止めを設置しないほうがよいのではないかという意見がなされたのに対し、当局から、景観等も考慮し、設置の予定はないとの答弁がなされた次第であります。

次に、保険年金課及び介護保険課関係部分では、大分県後期高齢者医療広域連合に対し支出した療養給付費負担金の精算に伴う返還金や、低所得者に対する社会福祉法人利用者負担軽減制度に係る国及び県への返還金を計上しているとの説明がなされました。

続きまして、議第78号令和5年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第80号令和5年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)及び議第81号令和5年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)では、各会計とも、前年度決算剰余金の確定に伴う歳入歳出予算を計上している旨の説明がなされた次第であります。

以上、4件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を適切、妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、1件の条例議案及び4件のその他議案についてであります。

議第84号別府市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については、令和6年4月から、医療費の助成を行う子どもの年齢を15歳から高校生等の18歳に引き上げることに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

委員から、高校生ではない18歳までの子どもや外国人は対象になるのか、また、引上げの対象となる子どもの人数について質疑があり、当局から、通学や国籍に関係なく、市内在住の18歳までを対象とすること、引上げに伴い、対象者が約2,800人増加する見込みであるとの答弁がなされました。

次に、議第86号から議第88号までの工事請負契約の締結については、別府市総合体育館の改修工事に係る契約を締結することに伴い、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

議第 86 号に対し、委員から、入札不調や随意契約に至った理由について質疑がなされ、当局から、大規模かつ難易度の高い改修工事のため、九州管内に本店支店のある事業者を代表構成員とする共同企業体での参加を要件としたが、熊本県に半導体の工場が建設されること等に伴い、技術者の配置が困難であったことから入札不調となったこと、また、令和 7 年 4 月の改修期間後の大会が既に予定されており、工期を考慮すると、再度の入札に付す時間的な余裕がなかったこと、聞き取りの結果、建設当時の元請共同企業体の構成員が見積り参加意思を示したこと、以上の理由から、現場に精通し、その後の本市が発注した建設工事を安全かつ適切に履行した実績がある三光建設工業株式会社と随意契約を締結した旨の詳細な答弁がなされた次第であります。

最後に、議第 89 号では、清掃車が原動機付自動車と接触し、相手方が負傷したことに伴い、和解及び損害賠償の額の決定について、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされたのに対し、委員から、年間の事故件数について質疑があり、当局から、昨年度は 4 件であったとの答弁がなされました。

以上、5 件の議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(加藤信康君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(19 番・松川章三君登壇)

○19 番(松川章三君) 私は請願第 1 号 P a r k - P F I 事業「上人ヶ浜公園整備運営事業」に関する請願に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

私は本請願の紹介議員の一人でもあります。この請願の趣旨は 2 点ありますが、いずれも明確な内容でございます。

まず 1 点目、請願者は上人ヶ浜公園の整備運営事業に反対するものではありません。別府市に新しいにぎわいのある場所を創出していただくという方針には理解を示しております。

2 点目、上人ヶ浜公園の整備に当たっては、自然環境への配慮と、地域の経済を考慮していただきたいとしており、同業他社による民業圧迫の可能性も懸念されることから、議会において懸念される点を明らかにしてもらいたい。市当局には、見直すべき点は見直していただきたいという趣旨であります。

このうち、地域の経済を考慮という点については、上人ヶ浜公園という都市公園の中で、周辺の民有地の借地料に対し、かなり安価な、1 か月当たり 1 平米 120 円の土地使用料で事業実施することができます。市内で民間事業を行っている事業者から見た場合、民業圧迫の可能性という心配の声が上がるのは、当然のことではないかと認識しております。市は、土地使用料は価格設定も含め、公募により決定したものと説明しておりますが、本事業は宿泊施設の整備も想定の上、事業者公募を行っており、市の収益がさらに見込まれるような事業者公募においては、より多くの市の収益が得られるような公募条件の設定、あるいは工夫が必要だったのではないのでしょうか。

さらに、事業計画案では、宿泊施設は 20 棟 34 ルームをはじめとする公園全体の整備による体験型施設という内容ですが、この計画も宿泊棟はコンテナハウスで整備といった以外は、コンテナハウスの中など、どのような施設になるのかまだ実態が分からないという点、そして出店するショップの数や業種も未定と、まだまだ不明な点が多いということは、

高級リゾートタイプの施設になるのではという懸念の声が上がっている要因と考えます。

次に、自然環境への配慮という点は、9月7日に上人小学校で開かれた事業説明会に参加されていた市民の方からも、多くの心配の声や意見が寄せられたのは、当日出席された議員をはじめ、報道でも大きく取り扱われておりましたので、御承知のことと思います。

上人ヶ浜公園が市内に残る唯一の自然海浜であること、また、ふだんからこの公園を利用してこられた市民の方が、これまでどおりの公園利用ができるのだろうかという心配の声があるということも至極当然のことであり、本請願の自然環境への配慮という趣旨からも、全く同感でございます。

本事業は、公募提案時と比べ、一時事業規模が拡大しましたが、今回の請願及び陳情を受け、一部見直しが行われたものの、公園整備に民間活力を導入すると言いながら、市民が利用する公園の一部が、宿泊施設の整備により事実上立入りできない場所ができるような制限をするのは、どこまで許されるのでしょうか。

このことは、現在地域社会や市民の理解が十分に得られてない状況です。上人ヶ浜公園は、別府で唯一の自然海浜が残る公園なのですから、慎重に対応すべきです。持続可能な別府観光の観点から考えても、今回のパークPFI事業が罪深い事例となつてはいけないと私は思っております。

繰り返しますが、本請願は、上人ヶ浜公園の整備に反対しているわけではございません。請願者や市民が心配している点をしっかり明らかにしてもらいたい、そして、必要があれば行政に改善をしてもらいたいということが議会に求められているので、行政運営が事業者や市民との対立になるような懸念があれば、議会はそれをチェックし、ときには行政に対し厳しい姿勢を示し、また、ときには市民や関係団体に理解を求める調整役を果たすことが求められるのではないのでしょうか。

先日、市から示された事業計画案だけでは、まだ心配されている点は払拭されたとは言えず、議会は本請願を採択しなければ、市に対して、今後の事業計画の進捗などの報告を求め、改善を求めていくことが難しくなっていくのではないのでしょうか。

また、それだけではなく、今回の請願の趣旨及び4つの請願事項に関するものを、議会では二度と議論することができなくなるのではないのでしょうか。私たち議員は、この声を真摯に受け止め、本請願の趣旨に賛意を示し、行政のチェック機関として、引き続き議会に求められた願意が実現していくよう努めていくべきだと考えております。

この場にいらっしゃる議員の皆様方に、いま一度本請願の思いを酌んでいただき、賛成の意思を表示していただくようお願いをして、私の請願に対する賛成の討論とさせていただきます。議員の皆様、どうかよろしく願いいたします。

○議長（加藤信康君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議第77号令和5年度別府市一般会計補正予算（第6号）から議第89号和解及び損害賠償の額の決定についてまで、以上13件に対する各委員長の報告はいずれも原案可決であります。

以上13件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上13件については各委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号Park-PFI事業「上人ヶ浜公園整備運営事業」に関する請願に対する委員長の報告は、これを不採択とすべきものとの報告であります。

よって、本件については、請願に対する採択を行います。

請願第1号については、請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康君） 起立少数であります。よって、本件については不採択とすることに決定いたしました。

次に、上程中の予算決算特別委員会に付託された議案9件に対する審査の経過及び結果について、委員長から報告を願います。

（予算決算特別委員会委員長・吉富英三郎君登壇）

○予算決算特別委員会委員長（吉富英三郎君） 去る9月6日の本会議において、予算決算特別委員会に付託を受けました議第90号令和4年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議第98号令和4年度別府市公共下水道事業会計決算の認定についてまでの計9議案について、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当初予算審議と決算認定審査の循環性を保つため、本委員会では、予算の執行や各事業が適正かつ効果的に行われているかを検証し、将来の財政運営や翌年度の当初予算編成へ反映させることを目的として、本年度も慎重かつ適正な審査を実施いたしました。

委員会審査初日の9月12日においては、執行部の総括説明を受けた後、委員3名による総括審査を実施いたしました。また、13日には委員4名、翌14日には委員3名による個別審査を実施し、9月15日に採決を行ったところであります。

以上、議第90号から議第98号までの計9議案については、87項目の審査通告に基づき、審査をいたしました結果、一部の委員から反対の意思表示がなされましたが、次の意見を付して認定すべきものと決定いたしました。

1、地方債残高及び公債費について。令和8年に完成を迎える新図書館整備事業やこれまでの大型事業実施の影響により、令和4年度に公債費がピークを迎えたが、令和6年度には地方債残高も一時的なピークを迎える。今後も、地方債発行の際には、交付税措置のある有利な地方債発行を優先的に行うなど、財政運営に支障が生じることがないように努めることを求める。

2、補助金の必要性及び費用対効果の検証。補助金の交付に当たっては、公益性・公平性の確保、十分な審査と効果検証を実施する必要がある。必要最低限の予算執行や、補助金の透明性の確保に努めるとともに、補助事業完了後には、実施報告及び補助金等成果報告書等により、費用対効果の検証を十分に行うことを求める。

3、民生費と政策予算執行の適正化について。令和4年度の民生費は前年度（令和3年度）と比較して9億4,000万円減少し、296億1,000万円となっている。内訳としては、障害者自立支援給付費及び障害児童通所支援費は増加、生活保護費は減少となっている。これは、コロナ禍での医療受診の控えや国からの特別給付金、緊急小口融資等の支援利用が広まったことが、民生費減少の主な要因となっている。

加えて、前年度（令和3年度）に実施した住民税非課税世帯臨時給付金が16億3,000万円減少したことも影響している。この数年、コロナ禍という特異な状況ではあったが、今後も加速する少子化・高齢化により、民生費の占める割合は増加が見込まれ、市の財政運営にも大きく影響することが予想される。

執行部においては、国や県と連携を深め、少子化対策（子育て支援）や健康寿命の延伸（健康増進）等の施策に積極的に取り組むとともに、将来を見据え、世代を超えて、市民一人一人が幸せを実感できる、適正かつ効果的な予算執行を行うことを求める。

4、入湯税超過課税の用途について。入湯税の引上げ部分は、温泉資源の保護、別府観光推進のために効果的な使用を行うことが必要である。事業実施後は別府市入湯税の超過課税分の用途に関する審議会での評価等を公表し、超過課税分の用途の透明性を図るとともに、観光振興が市民福祉の増進につながるよう、さらなる好循環を生む仕組みづくりに

取り組むことを求める。

5、健康増進政策の推進。高齢化社会となり、社会保障等が財政を圧迫する中で、いかに平均寿命と健康寿命の差を短縮するかが課題となっている。健康増進政策に健康寿命の延伸は必須項目であることから、今後もみんなで健活ポイント事業等の広報にしっかりと取り組み、多くの市民の利用による健康の増進、地域コミュニティの醸成を目指し、社会保障費等の増大に歯止めをかけるよう努めることを求める。

6、人材の確保等について。介護職における人材の確保・育成支援は、市の喫緊の課題である。介護職の人材確保及び育成の支援は全国的にも珍しく、重要な事業であることから、今後も広く周知するとともに、さらなる支援の充実に努めることを求める。

また、学校現場において、児童生徒を取り巻く環境は近年ますます複雑・多様化しており、スクールソーシャルワーカーに求められる役割も大きなものとなっており、専門職の必要性も増加しているものとする。よって、その必要性を鑑み、教育現場を支援するため、正規専門職の充実に努めることを求める。

7、戦略的施策への取組について。令和4年度の固定資産税は前年度（令和3年度）と比較して5億円の増加となっており、ホテルを含む新築家屋等の増加と、コロナ特例措置の終了に伴うものである。固定資産税は、地方税の重要な基幹税収と考える。よって、固定資産税の確保には、ホテル建設に代表される民間企業の投資や新築家屋の個人投資が増えることが必要であり、魅力あるまちづくりを進めていくことで、別府市の市場価値を高めることを求める。

また、宇宙産業等を代表とした発展性と可能性のある先進的な施策については、状況を分析し、他都市に遅れをとることなく、積極的な事業推進を図ることを求める。

最後に、各事務事業を行うに当たっては、事業内容の精査・費用対効果の検証を十分に行い、本意見書及び委員会での意見を、令和6年度の当初予算編成に反映することを要望するとともに、予算審議と決算審査の循環性を図るため、令和6年（令和5年度）決算認定審査予算決算特別委員会において、その取組についての回答を求める。

以上、当委員会に付託を受けました議案9件に対する意見と審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（加藤信康君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（25番・泉武弘君登壇）

○25番（泉 武弘君） 私は平成29年から、一般社団法人B－b i z L I N Kの予算と決算認定に反対をしています。令和4年度も決算認定に反対しますので、討論でその理由を明確にします。大多数の議員が賛成する中、B－b i z L I N Kに対する税金の使い方に異議を申し立てた議員がいたことで、後世の評価を待ちたいと思っています。

別府市は、平成29年に一般社団法人B－b i z L I N Kを設立しました。このB－b i z L I N Kに対し、令和4年まで管理運営費2億6,961万8,327円を税金から負担をしています。B－b i z L I N Kは、市から得た負担金を給料や賃金、福利厚生、接待交際費、通信費、旅費、備品消耗品費、会議費、新聞図書費、水道光熱費、車両費などに充当しています。

議員の皆さん、なぜ一般社団法人の給料や賃金、交際費、水道光熱費、接待交際費などを市民が負担しなければならないのでしょうか。これでは、おんぶにだっこどころか、だっこにだっこと言われても仕方がないばかりか、市民の理解を得ることは到底できないことをはっきり指摘しておきます。

一方、これまでB－b i z L I N Kに対する事業委託件数は39件で、委託事業費の総額は2億4,798万9,403円となっています。ところが、市から事業を受託したB－b i z L I N Kは39件の事業のうち、19の事業をほかの業者に再委託をしています。これまで別府市がB－b i z L I N Kに対して支出した管理運営費と事業委託の総額は、何と5億1,760万7,730円となっています。事業委託の問題は、市からB－b i z L I N Kに対する委託39件全てが価格競争しないで、特定の相手を選ぶ随意契約をしていることです。しかも驚いたことに、B－b i z L I N Kは、市から受託した39の事業のうち、19の事業をさらにほかの業者に再委託しています。

私がB－b i z L I N K予算に反対する理由は、管理運営費の負担や随意契約、再委託問題です。一口で言えば、市民からお預かりした税金の使い方と、事業契約の方法に問題があるからです。事業の資金は、市民の大切な税金から財源が捻出されます。したがって、自由競争の下で、少しでも価格が安く、条件のよいところには発注することが行政の責務ということは、誰でも知るところです。

いま一つの理由が、地方公共団体の契約が、住民福祉の向上に資するために行う事務事業の目的達成の手段として契約をすることになります。これら契約の多くは、税金の支出を伴うことから、その契約手続について、極めて厳格な公共性・公明性が求められています。あえて触れることもありませんが、契約の3原則は、公正性の確保・経済性の確保・適正履行です。これらを兼ね備えた契約は、市民の利益に取った適正な契約と言えるのではないのでしょうか。

その理由として、地方自治法では、公益を図る目的から、その契約方法として、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの4つの方法に限定をしています。ここで留意すべき点は、資格を持った業者が確実に契約を履行することがどうか分からないため、入札参加者に一定の制限をする必要があることから、入札参加資格を定めています。ところが、随意契約で多くの事業を受注している一般社団法人B－b i z L I N Kは、業者登録をしていないばかりか、資格も持っていません。この問題について、市長と前B－b i z L I N K代表の副市長は、B－b i z L I N Kは、ハイブリッドな法人で、関連業界との連携やスピード感に優れていると答弁をしました。

ここで検証してみると、平成29年に設立した一般社団法人B－b i z L I N Kは、設立と同時に、市から事業の委託を受け、負担金を得ています。全く事業経験のないB－b i z L I N Kが、なぜハイブリッドで、関連業界との連携やスピード感に優れていると言えるのでしょうか。

議員の皆さん、B－b i z L I N Kと同業種で、市に登録業者がいる中、入札参加資格を持たないB－b i z L I N Kが、ハイブリッドという理由で市から多くの事業委託を受け、多額の負担金を得ているのです。運営費を税金から負担してもらい、仕事は競争のない随意契約で受注し、受注した仕事をさらにほかの業者に再委託していることを、議員の皆さんはどのようにお考えでしょうか。これでは、納税者の理解が得られないばかりか、市民は市とB－b i z L I N Kの関係を認めてきた議会に対して不信感を抱いています。

平成29年から、市から管理運営費2億6,961万8,327円の負担金や、39の事業を価格競争もしない随意契約で受注していることを、議会はこれまで認めてきました。この現状、市民は議会が行政に対する換気機能を十分発揮してないと思っています。まるでタコが自分の足を食ってるようなもので、一時的に功を奏したように見えても、回り回って、税金の非効率な支出につながっています。税金を効率よく使う視点から、競争入札を原則とする契約においては、必要以上に随意契約とせず、競争入札をして、税金を効果的に使うことが強く求められています。にもかかわらず、市がB－b i z L I N Kに委託した39

の事業全てが随意契約という異常さです。

議員の皆さん、随意契約は単に相手方の選定方法の特例を定めたものに過ぎず、不利な条件、例えば割高な価格の契約締結まで許容したものではありません。市は依然としてB－b i z L I N Kに対して随意契約を繰り返していますが、この問題について、市から随意契約理由の文書の回答がありました。

それによると、随意契約したのは、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号の規定に基づくとしています。では、市が法的根拠とした同法施行令を見てください。法令167条の2第1項では、随意契約できる場合の定義として、次のように示されています。性質または目的が競争入札に適さないもの。

そこで、議員の皆さんにお聞きします。市がこれまで随意契約とした39の委託事業の全てが、競争入札に適さない事業と、皆さんはお考えでしょうか。誰の目にも、競争入札できる事業であることは明らかです。市はこれまで随意契約は正当と答弁を繰り返してきました。令和3年第3回定例会では、最高裁の判決まで披瀝し、随意契約の正当性を力説しました。

ここで重要な問題は、市の随意契約解釈に百歩私が譲ったとしても、随意契約にしなければならない理由はどこにも存在しません。もう一度繰り返します。市の随意契約解釈に、例え私が百歩譲ったとしても、随意契約にしなければならない理由はどこにも存在しないということです。つまりは、市の考えの根底には、何が何でも随意契約にしたいという気持ちが強くて、恣意による解釈と思われそうですが、議員の皆さんはどのようにお考えでしょうか。

この問題について、市長は、令和3年第3回定例会で、私の質問に対して次のような答弁をしています。費用対効果、最少の経費で最大の効果をと、これは地方自治体をやっていく上で、全体を運営していく中で最も大切な部分です。この答弁の後段、市長は、別府市の地方創生に触れ、随意契約について次のように答弁をしています。だからといって、全てが随意契約でいいかと言われれば、私は将来において、これはいつかはB－b i z L I N Kも自立自走ということで、もう少し力強く羽ばたいてほしいというふうに、今、膝を深く折り曲げてます。高く跳び上がる前段階と私は捉えています。いずれは市民の誤解のないように、議員の皆さん方にも誤解のないように、その部分はしっかりと、随意契約ばかりでなく、競争性を発揮できるということであれば、競争入札がふさわしいかなというところもありますので、しっかり考えていきたいと思っています。

ここでの要約しますと、市長も競争入札ができるものは競争入札が正しいというふうな見解を述べている点です。随意契約の一番の問題は、税金の効率的な執行ができないばかりか、競争によらない契約のため、価格の正当性が誰にも判断できないという問題があります。これは地方自治法第2条14項の、地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大限の効果を上げるようにしなければならないと定めがあります。一方、地方財政法第3条では、合理的な基準によりその経費を算定し、予算に計上しなければならないというふうに定めています。この随意契約は、合理的な判断基準で上程されたと皆さんはお考えでしょうか。

また、同法4条では、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための、ここから一番大事です。必要かつ最少の限度を超えて支出をしてはならないとしています。別府市は随意契約を繰り返しても、この随意契約の価格の適正を誰がどのような判断基準でしたのでしょうか。今もって私には全く理解できません。

次に、B－b i z L I N Kに対する管理運営費負担金について討論を行います。

市はB－b i z L I N Kに対して、令和4年度まで2億6,961万8,327円、負担金として支出をしています。その負担金を給料、賃金、接待交際費、旅費、交通費、光熱水費、

地代、家賃、会費、研修費、新聞図書費、報酬などに充当したことは既に私が述べました。ここでの問題は、一般社団法人B－b i z L I N K運営のために、これほど多額の管理運営費を、なぜ市民が支払わなければならないかという問題です。B－b i z L I N Kは独立した一般社団法人で、別府市の社団法人ではありません。他の社団法人と同じように、自らの収入で支出に充てなければなりません。なぜ、B－b i z L I N Kだけに私たちの貴重な税金が使われるのか、私は到底理解できません。

議員の皆さん、私たちは、5カ月前に厳しい選挙の洗礼を受け、議席を得ることはできました。皆さんは、議員になったら、行政を監視しますと約束したのではないのでしょうか。その行政監視を今、議決という形で表現しようとしています。議決は、議員に与えられた特別の権利で、自分の信念に従って決めることができます。言行一致という言葉があります。これは口で言うことと、行動とに矛盾がないことや、主張しているとおりに行動することを意味しています。私はこれまで、言行一致を最も大切にして政治活動をしてきました。それはなぜか。市民の信頼を裏切らないからです。

議員の皆さん、B－b i z L I N Kに対する負担金と、事業委託の判断は、慎重な上にも、慎重に判断されることをお願いをしまして、私の討論を終わります。ありがとうございました。

(9番・美馬恭子君登壇)

- 9番(美馬恭子君) 私は日本共産党の議員として、議第91号令和4年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてと、議第95号令和4年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

第91号国保会計決算に関して反対します。

令和3年度末に、基金残高は8億8,826万円となっていました。令和4年度、平等割額が2万円に引き下げられ、国の方針に基づいて、未就学児の均等割が半額になりました。しかし、今回もさらに基金が積み上げられ、残高は12億円以上となります。例えば夫婦2人と小学生の子ども1人の世帯では、所得が293万円の場合、国保税は36万3,300円。これは月にして24万5,000円程度の収入から、国保税だけでも3万円以上の支払いをしないといけないということになります。子どもが増えればさらに均等割が課せられ、国保税は高くなります。

基金は今後の国保税の改定、そのためにも必要と言われますが、ここまで積み上げることはないのではと考えます。平等割額の引下げを4年度の予算で見れば約5,200万円でした。加入者への還元額を増やすためにも、さらに平等割額の引下げを行うとか、均等割半減の対象を高校生まで広げることも可能なのではないのでしょうか。このため、ため込み過ぎには同意できません。

続いて、議第95号介護保険会計決算に関しても反対です。

今回、介護給付費準備基金の残高は、令和4年度末で11億6,480万円となりました。保険料の引下げを求める声に対して、第9期介護保険の計画もあるとしています。介護保険料は年金から天引きとなり、年金年額18万円以上の受給者は支給される年金から天引きされます。2か月に1度、3万円程度の年金から3,500円の介護保険料が天引きされることとなります。介護保険料は言うまでもなく、介護を受けるために医療から切り離され、創設されました。今、利用料の2割負担の対象者の拡大、3割負担導入など、サービスが受けにくい介護保険制度となってきました。第9期介護保険計画のためというのなら、この基金は保険料の引下げ、利用料の減免制度など、別府市としても国に対してはつきり物が言える制度の創設のために使用すべきではないのでしょうか。

以上、介護保険会計決算に関しても同意できません。

以上です。

○議長（加藤信康君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議第 90 号令和 4 年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長報告は、これを認定すべきものとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康君） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議第 91 号令和 4 年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康君） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議第 95 号令和 4 年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康君） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議第 92 号令和 4 年度別府市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議第 94 号令和 4 年度別府市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、及び議第 96 号令和 4 年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議第 98 号令和 4 年度別府市公共下水道事業会計決算の認定についてまで、以上 6 件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定すべきものとの報告であります。

以上 6 件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上 6 件については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第 2 により議第 99 号議決事項の変更についてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 99 号議決事項の変更については、子どもたちの熱中症対策として、幼稚園のホール等に空調設備を整備するため、令和 5 年 3 月 7 日に議決された別府市屋内運動場等空調設備整備事業に係る議第 36 号工事請負契約の締結についての議決事項のうち、契約の金額を変更しようとするものであります。

何とぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（加藤信康君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 99 号 議決事項の変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 により議第 100 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第 101 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上 2 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 100 号及び議第 101 号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、菅 雅幸氏及び鈴木義弘氏を選任いたしたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（加藤信康君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 100 号及び議第 101 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上 2 件は、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上 2 件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 4 により議第 102 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第 105 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上 4 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 102 号から議第 105 号までの 4 議案は、人権擁護委員として安達美和子氏、伊藤貞之氏、河野重義氏、及び小野清美氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものです。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（加藤信康君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 102 号から第 105 号までの人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、以上 4 件は、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上 4 件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 5 により議第 106 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてから、議第 110 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてまで、以上 5 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- 市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 106 号から議第 110 号までの 5 議案は、本市職員懲戒審査委員会委員として穴井宏二氏、森山義治氏、安部一郎氏、柏木正義氏及び安部政信氏を選任いたしたいので、地方自治法施行規程第 16 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

- 議長（加藤信康君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

初めに、議第 106 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第 107 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第 108 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第 109 号及び議第 110 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上 2 件は、原案に対し同意を与えることに御異議ありません

か。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上2件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第6により報告第9号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから、報告第11号市長専決処分についてまで、以上3件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿部万寿夫君登壇）

- 副市長（阿部万寿夫君） 御報告いたします。

報告第9号及び報告第10号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はなく、実質公債費比率は3.5%で、早期健全化基準の範囲内でございます。

また、資金不足比率については、各特別会計ともございません。

報告第11号は、公用車による事故、ほか4件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

以上、3件につきまして御報告を申し上げます。

- 議長（加藤信康君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 別に質疑もないようでありますので、ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので御了承願います。

次に、日程第7により議員提出議案第9号下水サーベイランス事業の実施を求める意見書から、議員提出議案第11号現行の健康保険証を廃止しないで引き続き使えることを求める意見書まで、以上3件を一括上程議題といたします。

初めに、議員提出議案第9号下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（7番・小野佳子君登壇）

- 7番（小野佳子君） 議員提出議案第9号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こり得る感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、下水サーベイランス（疫学調査）を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは、感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がり傾向をつかむことができない。

しかし、下水サーベイランスを活用すれば、その地域の見えない感染を見える化でき、感染の初期段階から医療機関の検査報告よりも早く、感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が、令和4年度に実施した下水サーベイランスの活用に関する実証事業でも、その結果報告において、将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性があるとして明記されたところであるが、政府におかれては、

早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 令和5年9月1日に発足の内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して、下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月26日 大分県別府市議会

厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、新型コロナ対策健康危機管理担当大臣殿
何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(加藤信康君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第9号下水サーベイランス事業の実施を求める意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康君) 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第10号地方財政の充実・強化に関する意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(14番・三重忠昭君登壇)

○14番(三重忠昭君) 議員提出議案第10号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う医療、介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められつつある。しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また、多発する大規模災害への対応も迫られている。

これらに対応する地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応しているか、大きな不安が残されている。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障の維持確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者

の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め十分な社会保障経費の拡充を図ること。

特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。

また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

- 4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置や、より速やかな情報提供などを行うこと。

- 5 まち・ひと・しごと創生事業費の1兆円については、新たに地方創生推進費として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持発展に向けて、より恒久的な財源とすること。

- 6 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

- 7 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

- 8 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

- 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月26日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（加藤信康君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第10号地方財政の充実・強化に関する意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第11号現行の健康保険証を廃止しないで引き続き使えることを求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（9番・美馬恭子君登壇）

○9番（美馬恭子君） 議員提出議案第11号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

現行の健康保険証を廃止しないで引き続き使えることを求める意見書

政府は、マイナンバーカードの取得は任意と言いながら、2024年度秋には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに一本化しようとしています。これは事実上の強制です。

現行の健康保険証は申請しなくても、毎年交付されています。しかし、マイナ保険証も、またマイナンバーカードを持たない人に発行される資格確認書も更新が必要で、できなかったら無保険扱いをされる危険があり、これは国民皆保険制度の根幹を揺るがす事態です。現行の健康保険証が廃止されたら困る人が大勢おられます。マイナ保険証を巡るトラブルが相次ぎ、医療機関で保険資格や本人確認ができないほどの実害も出ており、全国の開業医の団体や施設関係者も、今の保険証の継続を求めています。

こうした中で、どの世論調査でも、延期・中止が7割を超え、多くのメディアも中止や見直しを主張するに至っています。こうした懸念を踏まえ、マイナカードを保険証として使うかどうかは、個々の任意として、次のことを強く求めます。

記

1 現行の健康保険証は廃止しないで、引き続き使えるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月26日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、デジタル大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（加藤信康君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第11号現行の健康保険証を廃止しないで引き続き使えることを求める意見書については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康君） 起立少数であります。よって、本件については否決されました。

最後に、日程第8により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員から申出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情によりよる変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で令和5年第3回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和5年第3回市議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分 閉会